# SHIPS事件

虎/門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野

# 1 当事者

東京地判 R2. 3. 18 令和元年(ワ)第19889号

[原告]「SHIPS」のブランドで展開するアパレルの所謂セレクトショップ (標準文字やロゴ等での商標登録もあり)

[被告]「SHIPS」の名称を用いてネット上でゲイを対象とするマッチングサイトを運営 被告標章

(1)



(2)



# 2 請求と判決

#### 原告請求

- 1 SHIPS株式会社の商号使用差止
- 2「SHIPS株式会社」の商号抹消登記
- 3 営業上の施設又は活動において、「SHIPS」の表示及び被告標章(1)(2)の使用差止
- 4 表札、看板、印章、印刷物、指定URLで開設するウェブサイト、ツイッター、広告宣伝物 その他の営業表示物件から「SHIPS」の表示を抹消
- 5 弁護士費用として200万円の請求

#### 判決

- •1から4を認容
- -5 は 20万円を認容
- ·訴訟費用 3/5原告負担 2/5被告負担
- •1, 3, 5のみ仮執行宣言

# 3 争点

#### [争点]

- ① 原告表示の周知性又は著名性の有無
- ② 混同のおそれ
- ③ 営業上の利益侵害の有無
- ④ 故意・過失の有無及び損害額

#### [主張・立証等]

- ①宣伝資料・雑誌、SNSフォロワー数 BEAMS、UNITED ARROWSと共に三大セレクトショップの一つ(「知恵蔵」等) アンケート 原告 v 被告
  - → 裁判所は「周知性」肯定
- ②(原告)グループの一員との誤認、LGBT等に関する取組により「心のバリアフリー」に登録 被告のムービーが原告表示に意図的に似せている
  - (被告)全くの異業種で混同が生じる余地がないアンケートでも混同の余地がない
  - → 裁判所は肯定

# 4 裁判所の評価

- 1 周知性
  - ★ アンケート調査
  - 原告)神戸山手短期大学紀要掲載「日本女性のファッション意識とライフスタイル」 H23年頃、同大学卒業生及び在学生(女性)を対象とするアンケート(回答総数2328) 25歳から29歳の13% 30歳から34歳の11% が過去1年間に原告ブランドを購入
  - 被告)R1.10月頃 被告サイト利用者に実施したアンケート(回答総数341)
    - Q 本サービス名「SHIPS」を見てセレクトショップの「SHIPS」と同一の運営母体により運営されていると思ったか
    - A セレクトショップの「SHIPS」を知らない 297人(87.1%)

思った 10人(2.93%)

思わなかった 34人(9.97%)

#### [裁判所]

- •被告アンケートは対象者が被告サイトの利用者であり利用者層が限定
  - → 原告ブランドに係る商品の需要者の認識を反映しているとは言い難い

# 4 裁判所の評価

② 混同のおそれの有無

#### [裁判所]

- ・原告はアパレル分野に限らず、自動車のメンテナンス・カスタム、生活雑貨の販売事業も従事
- 異業種の他企業との間で多数のコラボレーション
- → 同一のグループに属するとの誤信を生じさせる
- アパレル分野と被告のマッチングサイト分野は全くの異業種との被告主張に対し、
  - アパレルメーカーがマッチングサイトアプリとの協業プロジェクトを実施した事例やセクシャルマイノリティの間で人気の出会い系アプリがアプレルラインを発表した事例があることに鑑み、
  - ✓ 「アパレル分野とマッチングサイトの分野が全くの異業種であるということはできない。」
- 被告アンケートについて

そもそも、原告ブランドの需要者等の認識を反映しているとはいえないが 同調査結果によっても、セレクトショップ「SHIPS」を知っている者の2割以上に混同が 生じている

# 4 裁判所の評価

③ 営業上の利益の侵害の有無 ブランドの信用力を希釈化若しくは毀損するもの

- ④ 故意・過失及び損害額
  - ■周知性や類似性を容易に認識し得た
- ・本件訴訟の難易度、審理の経過、認容する請求の内容その他本件において認められる諸般の事情を考慮すると、被告による不正競争行為と相当因果関係にある弁護士費用相当額は20万円

# 5 検討

#### 1 アンケート調査

参考文献)「知的財産法政策学研究」第63号

標識関係訴訟における[需要者アンケート](1)「混同のおそれ」に関する実証的研究

Point 混同の判断主体は後行商品市場の需要者

→ 購買判断における出所混同の蓋然性

表 1 混同調査に関する技法の整理

技法名	設計思想	概要(回答形式)	課題·留意点	
Exxon法	実験型	第一想起企業を問う	・出所と関係のない連想によ	後行商標のみを呈示
		(自由記述)	る回答も含む	
Eveready法	実験型	出所情報を問う(自由 記述)	・購買場面の再現性に乏しい	
			・推測バイアスが大きい	
			・具体的な出所関連情報が言	
			語化されなければ混同を捕	
			捉できない	
Squirt 法	世論調査型	同一出所の商品と思	・回答者の心理に混同が生じ	両方を同時に呈示
		うか意見を問う (選択	ているかどうかを測定する	一門刀で凹町に主力
		式)	ものではない	
場面想定法		仮想購買場面での商	・商品レビューに先行商標の	<b>多尔女</b> 贝上共10-中大士7
(Simulated	実験型	品レビューを求める	出所関連情報が記載されな	後行商品と共に実在する
Choice)		(自由記述)	ければ混同を捕捉できない	競合他社の商標が付され
1 <b>=</b> A <del></del> 1.11				
!論文より				た商品を呈示

上記論文より

# 5 検討

#### 2 弁護士費用

損害賠償認容額の1割程度の額の限度での弁護士費用の賠償が一般的

- → 認容額が低廉な場合は相対的に高い
- → 本件での請求は差止めのみ だが・・・